

要 望 書 (案)

本日私たちは、この宜野湾市において、国、沖縄県ならびに宜野湾市、そして社会福祉協議会および地元の関係福祉諸団体など、多くの方々のご支援、ご協力により、第四十三回重症心身障害児(者)を守る全国大会を意義深く開催することができました。関係の皆様にご心から御礼申し上げます。

本年四月より、「自立と共生の社会の実現」、「障害者が地域で暮らせる社会に」という理念を掲げ、障害者自立支援法が施行されました。

重症心身障害児(者)にとっての自立とは、人の愛情を感じて笑顔で応え、持てる能力を可能な限り表現することにより、人々に感動を与え、心のやさしき、そして生きる勇氣をもたらしてくれる。それがこの子らの自立であると考えます。

私たちは、この改革によって、弱いものたちの行き場が失われることがないように見守るとともに、もの言えぬ子ども達のいのちを守るために、まずは、親自身が自らの責任と義務を果たすことを改めて表明いたします。

かつて戦争により多くの尊い命が失われたこの沖縄の地で、もう一度いのちの大切さをみつめ直し、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という会の基本理念のもと重症心身障害児(者)が一人の個人として尊重され、生きる喜びが実感できる社会の実現を目指して運動をすすめてまいります。

ここに私たちは、第四十三回重症心身障害児(者)を守る全国大会の総意に基づき、次のことを要望いたします。

- 一、障害者自立支援法については、重症心身障害児(者)の生活が在宅でも施設入所でも、真に支援が機能し、この改革にあたり、最も弱いものたちの行き場が失われることがないように十分配慮してください。
- 二、医療なくしては命が守られない重症心身障害児(者)にとっては、医療の質の確保は最も重要なことです。この度の診療報酬改定により重症心身障害児施設への影響が危惧されており、重症心身障害児(者)の適切な医療・看護を維持するためにも診療報酬改定の見直しをお願いします。
- 三、特別支援教育の実施にあたっては、障害種別と特性に配慮した教育体制が確保され、それぞれを持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるようお願いいたします。また、医療的ケアの実施体制が更に充実され、地域格差が是正されるようお願いします。
- 四、国立病院機構におかれましては、この度の障害保健福祉施策の改革案に伴い施設が多機能化が導入されますが、新障害程度区分認定により現在入所中の利用者が行き場を失うことがないよう、これを機に福祉施設の運営をあわせて行われるよう制度化を図ってください。
- 五、重症心身障害児施設においては、施設間格差の解消を図り、通園事業の更なる充実と超重症児(者)の入所を拒否せず、施策の対応をなお一層充実してください。